

官廳	高等官判任官合計	官廳	高等官判任官合計	官廳	高等官判任官合計	官廳	高等官判任官合計
內閣	八	司法部	一七	三府	三	高等官判任官合計	九三
文部省	一	農商務省	二九	各縣	一七	總計	一八七〇
逓信省	一〇	會計検査院	二〇七	同二十二年	二〇三	同二十三年	一六六七
貴族院事務局	二	衆議院事務局	四七	同二十四年	一六六	同二十五年	一六六六
警視廳	二	北海道廳	二	明治二十六年	二〇三	明治二十七年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治二十八年	二〇三	明治二十九年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治三十年	二〇三	明治三十一年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治三十二年	二〇三	明治三十三年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治三十四年	二〇三	明治三十五年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治三十六年	二〇三	明治三十七年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治三十八年	二〇三	明治三十九年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治四十年	二〇三	明治四十一年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治四十二年	二〇三	明治四十三年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治四十四年	二〇三	明治四十五年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治四十六年	二〇三	明治四十七年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治四十八年	二〇三	明治四十九年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治五十年	二〇三	明治五十一年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治五十二年	二〇三	明治五十三年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治五十四年	二〇三	明治五十五年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治五十六年	二〇三	明治五十七年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治五十八年	二〇三	明治五十九年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治六十年	二〇三	明治六十一年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治六十二年	二〇三	明治六十三年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治六十四年	二〇三	明治六十五年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治六十六年	二〇三	明治六十七年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治六十八年	二〇三	明治六十九年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治七十年	二〇三	明治七十一年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治七十二年	二〇三	明治七十三年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治七十四年	二〇三	明治七十五年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治七十六年	二〇三	明治七十七年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治七十八年	二〇三	明治七十九年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治八十年	二〇三	明治八十一年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治八十二年	二〇三	明治八十三年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治八十四年	二〇三	明治八十五年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治八十六年	二〇三	明治八十七年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治八十八年	二〇三	明治八十九年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治九十年	二〇三	明治九十一年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治九十二年	二〇三	明治九十三年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治九十四年	二〇三	明治九十五年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治九十六年	二〇三	明治九十七年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治九十八年	二〇三	明治九十九年	一六六六
警視廳	二	警視廳	二	明治一百年	二〇三	明治一百零一年	一六六六

本表ハ待命及停職ノ者ヲモ算入シ郡區書記ハ算入セズ○表中外務省高等官ノ内十二人ハ有給ノ待命外交官及領事官ニシテ其俸給年額一萬八百三十三圓ナリ又陸海軍ノ武官ハ總テ待命休職及停職ノ者ニシテ其俸給年額陸軍ニ在テハ二萬八千二百圓海軍ニ在テハ八千五百圓ナリ但シ陸軍高等武官ノ内一人ハ無給トス司法省ノ高等官十七人ハ休職司法官ニシテ其俸給年額一萬三百三十四圓ナリ

第四八三

恩給扶助料受領總人員

明治二十七年十二月三十一日

種別	勅任			奏任			判任			卒任			合計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
遺族扶助料	二	二九	八	一七〇,三〇二	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四
孤兒扶助料	二	二九	八	一七〇,三〇二	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四
恩給	二	二九	八	一七〇,三〇二	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四
合計	六	八七	二四	一,〇〇二,〇〇〇	六	六,〇九四	六	六,〇九四	六	六,〇九四	六	六,〇九四	六	六,〇九四

官種	陸軍			海軍			軍			陸軍			海軍			合計		
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
遺族扶助料	二	二九	八	一七〇,三〇二	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四
孤兒扶助料	二	二九	八	一七〇,三〇二	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四
恩給	二	二九	八	一七〇,三〇二	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四	二	二,〇九四
合計	六	八七	二四	一,〇〇二,〇〇〇	六	六,〇九四	六	六,〇九四	六	六,〇九四	六	六,〇九四	六	六,〇九四	六	六,〇九四	六	六,〇九四

種別	海軍					陸軍					總計	
	父母祖父母扶助料	父母祖父母扶助料	恩給	退隱	及寡婦扶助料	孤兒扶助料	父母祖父母扶助料	父母祖父母扶助料	恩給	退隱		
人員	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	350	350	2,498	350	350	350	350	350	350	350	350	350
奏任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	1,900	8,500	21,355	7,700	5,565	1,900	7,700	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
判任	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
金額	761	2,083	11,601	211	2,092	4,407	7,700	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
卒	5	7	9	6	6	6	6	6	6	6	6	6
金額	1,890	2,335	3,500	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890	1,890
合計	9	13	15	11	11	11	11	11	11	11	11	11
金額	4,561	13,168	47,215	13,168	13,168	13,168	13,168	13,168	13,168	13,168	13,168	13,168

准士官ハ恩給法ニ依リ奏任ニ合算ス○警察官等ニシテ西南ノ役ニ從軍死傷シ陸軍恩給令ニ依リ恩給及扶助料ヲ受クル者ハ陸軍軍人中ニ併載ス

種別	海軍					陸軍					總計	
	扶助料	恩給	恩給	恩給	恩給	扶助料	恩給	恩給	恩給	恩給		
人員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
奏任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
判任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
卒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合計	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
金額	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

種別	海軍					陸軍					總計	
	扶助料	恩給	恩給	恩給	恩給	扶助料	恩給	恩給	恩給	恩給		
人員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
奏任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
判任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
卒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合計	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
金額	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

文官恩給中ニハ備外國人恩給ヲ包含ス

第四八四 恩給扶助料受領人員 明治二十七年

種別	海軍					陸軍					總計	
	扶助料	恩給	恩給	恩給	恩給	扶助料	恩給	恩給	恩給	恩給		
人員	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
奏任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
判任	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
卒	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
金額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
合計	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
金額	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000